

安来市市税等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則及び安来市
下水道受益者負担金等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則の一
部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

安来市長

田中武夫

安来市規則第 19 号

安来市市税等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則及び安来市下水道受益者負担金等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則の一部を改正する規則

(安来市市税等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則の一部改正)

第 1 条 安来市市税等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則（令和 5 年安来市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「(種別割)」を削る。

(安来市下水道受益者負担金等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則の一部改正)

第 2 条 安来市下水道受益者負担金等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則（令和 5 年安来市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

本則中「(種別割)」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。